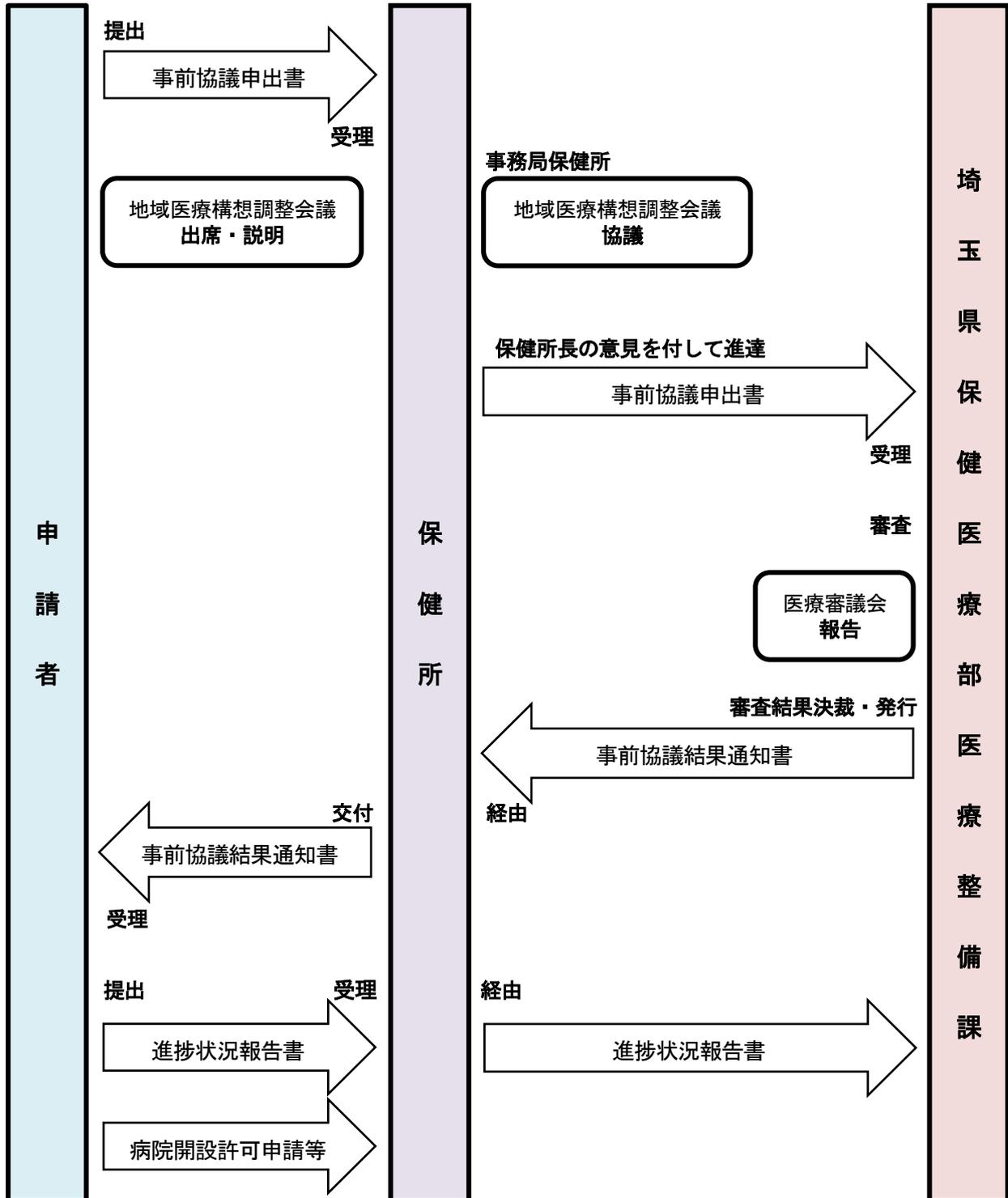


病院の開設等（既存病床数の増加を伴わない場合）に係る手続の流れ

※以下は、既存病床数の増加を伴わない場合の手続の流れです。

必ず、事前に医療整備課又は保健所に相談してください。

※既存病床数の増加を伴う病院の開設等を新たにしようとするときは、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募によることとなりますので、御注意ください。



※内容によっては、地域医療構想調整会議及び医療審議会への報告を事後に行う場合があります。